

# 呉市斎場次期事業

## 実施方針に関する質問への回答

令和7年3月

呉市

実施方針に関する質問への回答

| No | 頁  | 大項目 | 中項目       | 小項目 | 細目 | タイトル                | 質問                                                                                                                  | 回答                                                                  |
|----|----|-----|-----------|-----|----|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1  | 7  | 第2  | 2         | (1) |    | 事業者の募集・選定スケジュール(予定) | 事業者提案(提案書)の受付後、プレゼンテーション、ヒアリングは実施されますでしょうか。                                                                         | 実施する予定です。                                                           |
| 2  | 10 | 第2  | 3         | (2) | イ  | 共通の参加要件             | 「参加資格申請の提出期限までに呉市の令和7年度入札参加資格者名簿に登録しているものであること。」とありますが、登録の種別は問わないという理解でよろしいでしょうか。                                   | ご理解のとおりです。                                                          |
| 3  | 10 | 第2  | 3         | (3) | ア  | 火葬炉改修企業             | 「平成28年(2016年)以降、官公庁発注の火葬場整備事業において、一契約で火葬炉を4基以上納入及び設置する工事実績があること。」とありますが、ここでの火葬炉4基は人体炉(胞衣炉、動物炉を含まない)という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                                          |
| 4  | 20 | 別紙1 | リスク分担表(案) |     |    | 法令等変更               | 「上記以外の法令(税制度を除く。)の新設・変更に関するもの」について事業者負担となっていますが、事業費に影響する新設・変更の場合は協議可として頂けないでしょうか。                                   | 別途、協議します。                                                           |
| 5  | 20 | 別紙1 | リスク分担表(案) |     |    | 税制度変更               | 「法人税等の変更によるもの」について事業者負担となっていますが、事業費に影響する変更の場合は協議可として頂けないでしょうか。                                                      | 別途、協議します。                                                           |
| 6  | 20 | 別紙1 | リスク分担表(案) |     |    | 物価変動                | 維持管理・運営期間中の物価変動に関するリスク分担について、事業者は「▲※2(一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料を見直すことも含め検討している。)」とあります。一定範囲とはどの程度でお考えでしょうか。         | 公募時に示します。                                                           |
| 7  | 20 | 別紙1 | リスク分担表(案) |     |    | 物価変動                | ※2に記載の「一定範囲」の具体的な数字は実施要領等でお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                     | ご理解のとおりです。                                                          |
| 8  | 21 | 別紙1 | リスク分担表(案) |     |    | 不可抗力                | 不可抗力に関するリスク分担について、事業者は「●※3(一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は本市負担とする。)」とありますが、一定の金額とはどの程度でお考えでしょうか。                            | 従来型の公共工事の請負契約においては、請負代金額の100分の1を超える部分を発注者が負うこととされており、これを参考に定める予定です。 |
| 9  | 21 | 別紙1 | リスク分担表(案) |     |    | 不可抗力                | ※3に記載の「一定の金額以下」の具体的な数字は実施要領等でお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                  | ご理解のとおりです。                                                          |

|    |    |     |           |         |                                                                                                 |            |
|----|----|-----|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 10 | 22 | 別紙1 | リスク分担表（案） | 光熱水費の変動 | 光熱水費の変動に関するリスク分担について、「▲※2(一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料を見直すことも含め検討している。)」とあります。一定範囲とはどの程度でお考えでしょうか。 | 公募時に示します。  |
| 11 | 22 | 別紙1 | リスク分担表（案） | 光熱水費の変動 | ※2に記載の「一定範囲」の具体的な数字は実施要領等でお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。                                                 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 22 | 別紙1 | リスク分担表（案） | 大規模修繕   | 大規模修繕等とありますが、具体的に何の修繕等を指しておられるのかは実施要領等でお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。                                    | ご理解のとおりです。 |

実施方針に関する意見

| No | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目 | タイトル                    | 意見                                                                                                                                                             |
|----|----|-----|-----|-----|----|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 7  | 第2  | 2   | (1) |    | 事業者の募集・選定<br>スケジュール(予定) | 実施要領等に関する質問受付期限について、より良い提案を検討するために、実施要領等の公表後2～3週間の猶予を設けていただきたく、お願い申し上げます。                                                                                      |
| 2  | 7  | 第2  | 2   | (1) |    | 事業者の募集・選定<br>スケジュール(予定) | 実施要領等に関する質問受付期限について、実施要領等の公表後2～3週間の猶予を頂きたいです。                                                                                                                  |
| 3  | 7  | 第2  | 2   | (1) |    | 事業者の募集・選定<br>スケジュール(予定) | 参加資格確認結果通知後、事業者提案（提案書）の受付までの間（7月中旬～下旬）に、2回目の実施要領等に関する質問機会を設けていただきたく、お願い申し上げます。<br>※実施要領、要求水準書等に対する、発注者と提案者の齟齬を無くし、より良い提案とするため、1回目の質問回答に対する再質問、確認の機会を設けていただきたい。 |
| 4  | 7  | 第2  | 2   | (1) |    | 事業者の募集・選定<br>スケジュール(予定) | 参加資格確認結果通知後、事業者提案（提案書）の受付までの間（7月中旬～下旬）に、2回目の実施要領等に関する質問を受付けて頂きたいです。                                                                                            |
| 5  | 20 | 別紙1 |     |     |    | 物価変動                    | 物価変動に伴う、サービス購入料の増減に用いる指標は、実態が反映されやすい指標を用いていただきたく、お願い申し上げます。                                                                                                    |
| 6  | 22 | 別紙1 |     |     |    | 光熱水費の変動                 | 光熱水費の変動に伴う、サービス購入料の増減に用いる指標は、実態が反映されやすい指標を用いていただきたく、お願い申し上げます。<br>また、20年に渡る長期の事業の中で、電気料金等は、国の政策により料金体系が変更となる場合もありますので、貴市及び事業者間で協議の場を設けていただきたく、お願い申し上げます。       |